2　医　　療

制　度　名　称	対　　象　　者	内　　容
⑴　重度障がい者医療費助成制度 窓口 …障がい福祉室	①身障手帳１・２級を所持している方 ②療育手帳Ａ（判定書は重度）を所持している方 ③身障手帳３～６級を所持しかつ療育手帳Ｂ１（判定書は中度）を所持している方 ④精神障がい者保健福祉手帳１級を所持している方 ⑤特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証を所持し、障がい年金１級又は特別児童扶養手当１級に該当する方 所得制限あり（本人）	健康保険加入者の医療費の自己負担分から、一部自己負担額を差し引いた額を助成します。 府内で受診する場合は、重度障がい者医療証を提示すると助成を受けられます。府外で受診する場合等は、医療機関で自己負担分を支払った後、手続きをしてください。 ・一部自己負担額について ①　１医療機関・調剤薬局・訪問看護等あたり上限 500 円／日 ②　１か月あたりの負担限度額 3,000 円 ※　3,000 円を超えた場合、自動償還制度あり。府外診療分は別に申請が必要。 ・重度障がい者医療証の交付の必要書類 申請書、健康保険証、対象者①～⑤に該当することを証する書類、特定疾病療養受療証（人工透析の方）、所得証明書（転入者のみ） ・府外診療分等の償還払いの必要書類 申請書、認め印、健康保険証、医療機関等の領収書（原本）、銀行等の預金通帳、その他（治療用装具は医師意見書、装具装着証明書、加入保険者からの支給額決定通知書も必要。高額療養費や付加給付金の支給があった場合は支給決定通知書も必要。）
⑵　自立支援医療（更生医療） 窓口 …障がい福祉室	18歳以上の身障手帳を所持している方	身体障がいの程度を軽くしたり、残された機能を回復するために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、医療費を助成します。原則本人１割負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限額を設定。 ・必要書類　申請書、医師の意見書、医療費明細表、年金証書、健康保険証、身障手帳、マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類
⑶　自立支援医療（育成医療） 窓口 …障がい福祉室	18歳未満の障がいのある児童	・必要書類　申請書、医師の意見書、健康保険証、マイナンバーカード又は番号確認書類と身元確認書類
⑷　特定医療費（指定難病）助成 窓口 …吹田市保健所 地域保健課 （電話 6339-2227） （FAX 6339-2058）	指定難病で認定基準を満たす方（対象：338 疾病）	指定難病の治療に関して医療費の公費負担制度があります。 ・詳しくは吹田市保健所地域保健課までお問い合わせください。

制度名称	対象者	内容
⑸ 小児慢性特定疾病医療費助成 窓口 …母子保健課 （電話 7220-3796）	18 歳未満の児童で厚生労働大臣が定める疾病（16 疾病群に属する 788 疾病）で認定基準の状態に該当する方	小児慢性特定疾病の治療に関して医療費の公費負担制度があります。 ・詳しくは母子保健課までお問い合わせください。
⑹ 障がい者(児)歯科診療 窓口 …各医療機関	近隣の歯科診療所で受診が困難な障がい者（児）のために、次の医療機関では歯科診療を行っています。受診される場合は電話で直接予約してください。	

病院名	所在地	電話番号
（一社）大阪府歯科医師会附属歯科診療所　障がい者歯科診療	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-3-27	6772-8887
（一財）サンスター財団附属千里歯科診療所	豊中市新千里東町1-1-3 SENRITOよみうり3F	6834-1189
市立吹田市民病院	吹田市岸部新町5-7	6387-3311
高槻市立口腔保健センター	高槻市城東町5-1	072-661-9105
大阪大学歯学部附属病院障害者歯科治療部	吹田市山田丘1-8	6879-2280
（一財）豊中市医療保健センター又は庄内保健センター　障害者歯科診療	豊中市上野坂2-6-1（医療保健センター） 豊中市島江町1-3-14（庄内保健センター）	6848-1661（医療保健センター）

⑺ 障がい者歯科健康診査 （成人歯科健康診査） 窓口 …成人保健課 （電話 6339-1212） （FAX 6339-7075）	満15歳以上の障がい者作業所・施設に通っていない等、歯科健康診査を受ける機会がない方で下記のいずれかに該当する方 ①身障手帳１～４級を所持している方 ②療育手帳又は判定書を所持している方 ③精神障がい者保健福祉手帳を所持している方	年度内に１回無料で、吹田市内の協力歯科医院において、歯と歯ぐき等の健康診査や歯面清掃（歯こうの一部除去）を受けることができます。 ・65歳以上で大阪府後期高齢者医療に加入している人は、大阪府後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療歯科健康診査を受診してください。 ・75歳以上で大阪府後期高齢者医療に加入していない人は、誕生月の前月に生活福祉室から送付される歯科健診の受診券を持参し、受診してください。 ・受診方法については、成人保健課又は協力歯科医院へお問い合わせください。

制　度　名　称	対　　象　　者	内　　容
⑻　障がい者(児)のお口のケアとリハビリテーション 窓口 …口腔ケアセンター （電話 6155-8020） （FAX 6873-3030）	口腔ケアセンターまで来所可能な方	歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導、口腔機能訓練などを行います。日程については市報をご覧いただくか、口腔ケアセンターにお問い合わせください。予約が必要です。 （吹田市口腔ケアセンター） 所在地：吹田市津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ4F
⑼　吹田市要介護者(児)訪問歯科健康診査 窓口 …吹田市歯科医師会 （電話 6389-6881） （FAX 6389-3387）	要介護者・児で歯科医院への通院ができない方	年度内に１回無料で歯科医師、歯科衛生士が自宅まで訪問します。
⑽　重度障がい者訪問診査 窓口 …障がい福祉室	重度肢体不自由者	肢体不自由のために寝たきりである在宅者に対し、指定医師を派遣して、身体障がい者手帳取得のための診断書作成を行います。 ・必要書類　申出書
⑾　後期高齢者医療制度の被保険者の認定 窓口 …国民健康保険課 （111 番窓口） （電話 6384-1241） （FAX 6368-7347）	65歳から74歳の方で下記のいずれかに該当する方 ①国民年金法等における障害年金１・２級 ②身体障害者手帳１・２・３級及び４級の一部 ③精神障害者保健福祉手帳１・２級 ④療育手帳Ａ	対象に該当する方は、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が認めた場合、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することができます。 医療費の自己負担額や保険料が変わります。 ・申請に必要なもの ・国民年金証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・個人番号（マイナンバー）に関する書類 ・詳しくは国民健康保険課までお問い合わせください。